

市報第16号 横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正についての専決処分報告

＜改正理由及び概要＞

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正が令和7年6月4日（水）に施行され、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額が引き上げられたことから、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「条例」という。）により定めている公費負担の限度額を改正する必要が生じました。

この改正の手続については、令和7年8月3日に執行する横浜市長選挙に適用できるよう、条例改正する必要があったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定を適用し、令和7年6月13日、市長専決処分により条例改正を行いました。本議案は同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認をお願いするものです。

改正内容

国に準じて本市の公費負担の限度額を次のとおり改正しました。

(1) 選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額

区分	改正前	改正後
50,000枚以下の場合〔1枚当たり〕	7円73銭	8円38銭
50,000枚を超える場合〔1枚当たり〕	5円18銭	5円62銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額

区分	改正前	改正後
選挙区のポスター掲示場の数が500箇所以下の場合〔1枚当たり〕	541円31銭	586円88銭
選挙区のポスター掲示場の数が500箇所を超える場合〔1枚当たり〕	28円35銭	30円73銭